

2009年5月号

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

日本

# Newsletter

平成 21 年度税制改正特集

「外国子会社配当等の益金不算入制度の創設」

英国税制アップデート

## Contents

- ▶ 平成 21 年度税制改正特集  
「外国子会社配当等の益金不算入  
制度の創設」
  1. 新制度の概要
  2. 新制度の留意事項
- ▶ 英国税制アップデート
  1. 配当免税制度
  2. ワールドワイド・デッド・キャップ制度
  3. タックス・リスクマネジメント

我が国の国際的な展開とともに海外に留保される利益は、平成 18 年度末で 17 兆円にも達しているといわれています。こうした海外子会社の利益を国内に還流させるために、平成 21 年度税制改正において、外国子会社配当等の益金不算入制度が導入されます。

本号では、法令や附則などを踏まえて、新制度の概要について解説致します。

また、英国においても、日本とほぼ時期を同じくして配当免税制度が導入されます。英国で事業を行っている日系多国籍企業にとって留意すべき英国の税制改正についても併せて解説致します。

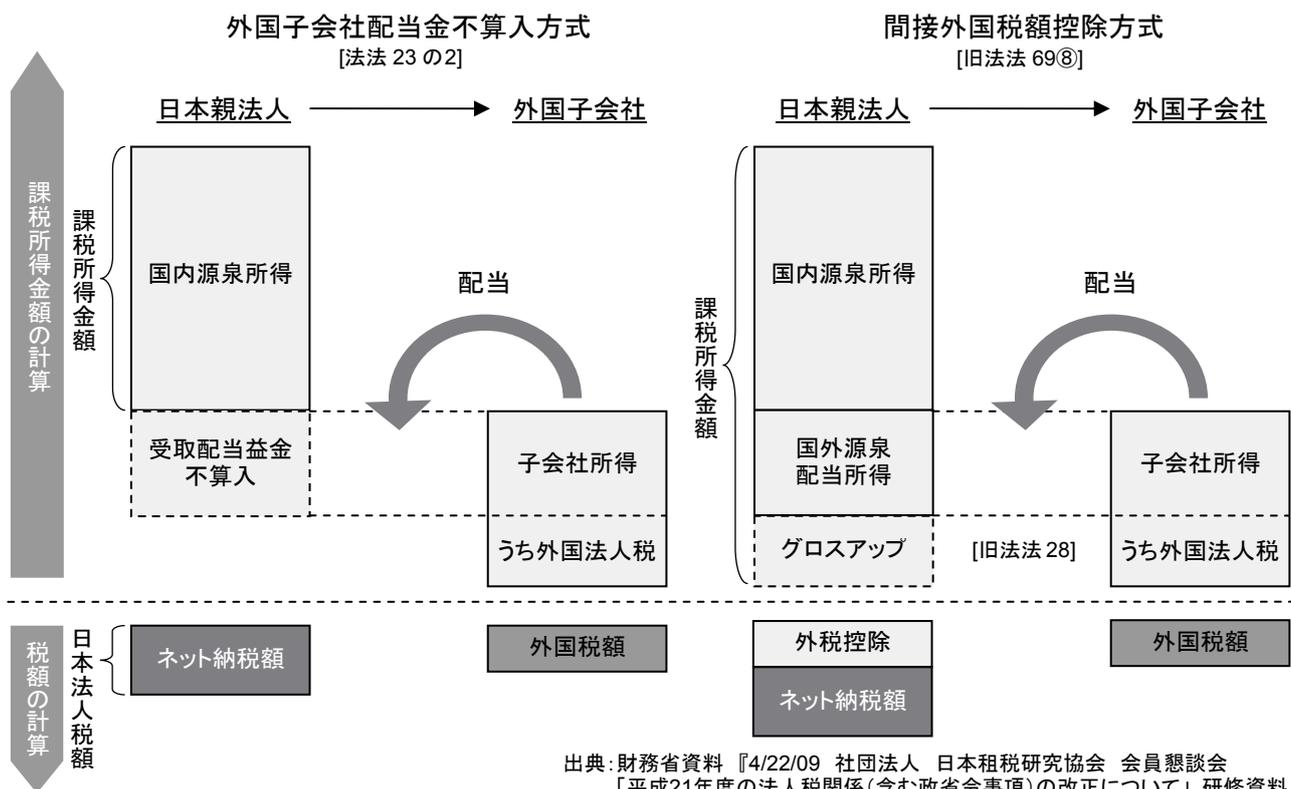
# 平成 21 年度税制改正特集

## 外国子会社配当等の益金不算入制度の創設

国際課税関係にかかる平成 21 年度税制改正において、「外国子会社配当等の益金不算入制度（以下、「新制度」又は「配当等益金不算入制度」といいます。）」が導入されました。海外子会社に留保されたままになっている巨額の利益（キャッシュ）を日本に還流させることによって、わが国の設備投資・研究開発・雇用創出を促し日本経済の活性化を図る、という政策目的に沿う税制改正であるといわれています。立法意図はどうか、近年の日本の国際課税制度における大改正であることは間違いありません。

内国法人は、その全世界所得に対して課税を受け、海外との二重課税は「外国税額控除」制度によって排除される、という大原則が大きく変わることになります。今後は、海外の子会社から受け取る配当等にかかる海外との二重課税は「配当等の益金不算入」によって排除されることになるからです（図表 1）。

（図表1） 外国子会社配当益金不算入方式と間接外国税額控除方式（イメージ）



この新制度の導入に伴い、従前の外国税額控除制度及びタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）も大きく改正されている点にも注意しなければなりません。参考として旧制度と新制度の概略の比較表（図表 2）をご参照下さい。

(図表2) 旧制度と新制度の概略

		旧制度	新制度
海外子会社からの配当金		いったん所得課税を受けて外国税額控除制度により二重課税を排除	要件を満たせば所得計算上益金不算入(5%部分は課税)
外国税額控除制度	直接	要件を満たせば適用あり	益金不算入の取扱いを受ける配当にかかる外国源泉税には適用なし
	間接		廃止(経過措置あり)
タックスヘイブン対策税制		留保所得を配当すれば、原則として合算課税なし	留保所得を配当しても、原則として合算課税あり

特に、海外に多数の子会社(孫会社)等を有して国際事業展開を図っている日本の多国籍企業にとっては、改正された外国税額控除制度及びタックスヘイブン対策税制も含めた新制度の十分な理解と今後の国際税務戦略の見直しが必要とされるでしょう。

以下、新制度の概要とその留意事項について解説致します。

## 1. 新制度の概要

### (1) 外国子会社からの配当等の益金不算入

内国法人が「外国子会社」から受ける「剰余金の配当等の額」について、内国法人の所得の計算上、益金の額に算入しないという制度が創設されました(法第23条の2)。「剰余金の配当等の額」にはいわゆる「みなし配当」も含まれます。「外国子会社」とは、内国法人がその発行済株式数又は出資金額の25%以上の株式数又は出資金額を6ヶ月以上(配当等の支払義務が確定する日以前)引き続き直接に所有している場合の外国法人等をいいます(法第22条の3①)。

この「25%以上」とは、次のいずれかの割合が25%以上であればよいとされています(法第22条の3①一、二)。

- 一 発行済株式総数又は出資総額のうち内国法人が保有している株式数又は出資金額が占める割合
- 二 議決権のある株式数又は出資金額のうち内国法人が保有している株式数又は出資金額の占める割合

ここで、必ずしも経済的便益の享受割合が所有株式数割合に比例しない種類株式に関する格別な規定は手当てされていないので、例えば議決権のない優先株式からの優先配当に関しても内国法人の所有株式数割合が25%以上であれば新制度の適用を受けることが可能である、と考えます。従前、優先配当にかかる外国法人税は間接外国税額控除の対象から除外されていましたが、新制度は優先配当を除外していません。

租税条約の二重課税排除条項(一般的には間接外国税額控除が適用される子会社持分比率を定める条項)において「25%未満」の保有割合が定められている場合には、その割合以上で適用要件が判定されることとなります(法令22の3④)。例えば、日米租税条約においてはその割合は「議決権のある株式の10%以上」であるので、米国子会社は議決権株式保有割合が10%以上の場合には、「外国子会社」に該当します。

また、実際には、配当等の額の5%に相当する金額が益金不算入とされる配当等の金額から控除されるため、配当等の額の5%に相当する金額は課税を受けることとなります(法令22の3②)。加えて、益金不算入とされる配当等に対して課せられる外国源泉税については、損金の額に算入しない(法39の2)こととされるとともに、直接外国税額控除の対象ともされないこととなります(法令142の3⑦三)(当該配当等については、海外との二重課税は発生していないと考えられるため)。この配当金額(グロス)の5%部分に対する課税と当該配当にかかる外国源泉税等が、新制度において日本へ配当したときの追加課税ということとなります。

地方税(法人住民税、法人事業税)についても、この新制度は適用されます。

この改正は、原則として、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用されます。

## (2) 外国税額控除制度の改正

日本の間接外国税額控除制度は、25%以上の持分を保有する外国子(孫)会社から日本親会社への配当があった場合に、適用されるものでした。新制度により、原則として海外から受取る配当にかかる二重課税の排除は25%以上の持分を有する外国子会社からの配当等の益金不算入により達成されることとなったため、間接外国税額控除は所要の経過措置を講じた上で廃止されます(2.留意事項 参照)。

間接外国税額控除制度は、その制度の複雑性に加えて、資料収集・情報収集に関して納税者に過度の事務負担を強いるものでした。今後は、海外子会社・孫会社の所得や納税額を把握する必要性がなくなるので、納税者にとっては大きな負担軽減につながると考えられます。

また、外国税額控除の適用を受けた外国法人税が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象となる外国法人税の額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する事業年度において減額された場合に限ることになりました(法69⑧)。この改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において減額された外国法人税の額について適用されます。

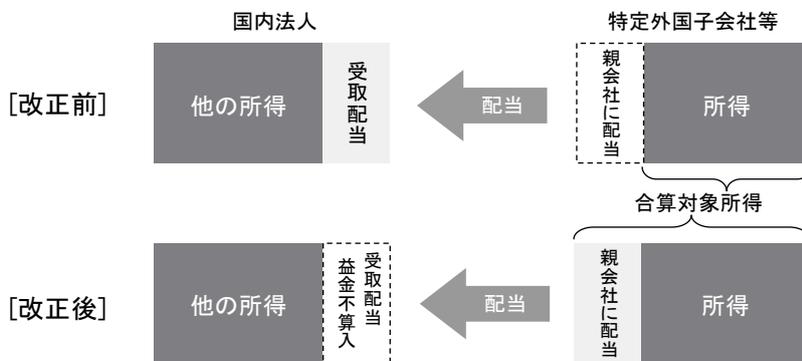
外国子会社からの配当が益金不算入の取扱いをうける場合には、この配当からは外国税額控除の控除限度額(いわゆる「外税控除枠」)は生じません。今まで配当から生じていた外税控除枠を、外税控除枠創出が小

さい他の国外源泉所得(利子・使用料・海外支店利益)にかかる外国源泉税や外国法人税の外国税額控除枠として流用することはできなくなります。しかしながら、間接外国税額控除制度が廃止されるからといって、過去の受取配当から生じた間接外国税額控除対象外国法人税額や外国税額控除余裕額が、制度改正に伴い切り捨てられることはありません。

### (3) タックスヘイブン対策税制(外国子会社合算税制)の改正

特定外国子会社等(いわゆるタックスヘイブン国などに所在する現地軽課税又は非課税の海外子会社等)が日本親会社(あるいは配当に対して通常税率の課税を行う国の会社等)に支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととなります(措法 66 の 6)。すなわち、いわゆる「適用除外」に該当しない場合には、配当支払の有無に関わらず日本親会社において合算課税が生じることになりました(図表 3)。

(図表3) タックスヘイブン対策税制における特定外国子会社等からの配当の取扱い(イメージ)



出典：財務省資料『4/22/09 社団法人日本租税研究協会 会員懇談会「平成21年度の法人税関係(含む政省令事項)の改正について」研修資料』

既に合算対象とされた所得から日本親会社に配当がなされた場合には、原則として、当該配当については100%益金不算入の取扱いが受けられます。持分保有比率が25%未満のため新制度の適用がない特定外国子会社等からの配当に関しては、特定課税対象金額(前10年以内に合算課税を受けたもの)に達するまでの金額は、100%益金の額に算入されないこととなります(措法 66 の 8①)。持分保有比率が25%以上であり新制度の適用がある特定外国子会社等からの配当に関しては、もちろん受取配当益金不算入の取扱いを受けますが、5%部分の課税はなく特定課税対象金額に達するまでの金額につき100%が益金不算入となります(措法 66 の 8②)。

なお、これらの配当に海外で源泉税が課せられている場合には、その源泉税に関しては外国税額控除の対象とはならない(法令 142 の 3③一、他)ものの、法人所得の計算上損金算入は可能です(措法 66 の 8②、他)。

合算課税に関しては、従前通り、内国法人の特定外国子会社等にかかる「直接及び間接の保有持分」を勘案して課税対象金額が計算されますが、上記の特定課税対象金額は「直接の保有持分のみ」を勘案して計算されます。つまり、日本親会社が直接に保有する特定外国子会社等から直接受け取る配当に関してのみ、当初の合算課税との二重課税が100%生じないように手当てされているということです。合算課税の対象となった

特定外国子会社等から他の外国の会社を経由して間接的に受領した配当に関しては100%益金不算入の特例の適用はありません。旧制度における「間接受領配当」の規定は、新制度においては廃止されています(経過措置はあります)。制度の簡素化という趣旨及び間接受領配当であるとしても25%以上保有の外国子会社からの配当であれば、いずれにせよ、課税は配当の5%部分のみであるため合算課税との二重課税の弊害はそれほど大きくはないであろう、という考え方に基づいて廃止されたものであると考えられますが、少額であるとはいえ二重課税が生じることには問題があるものと考えられます。

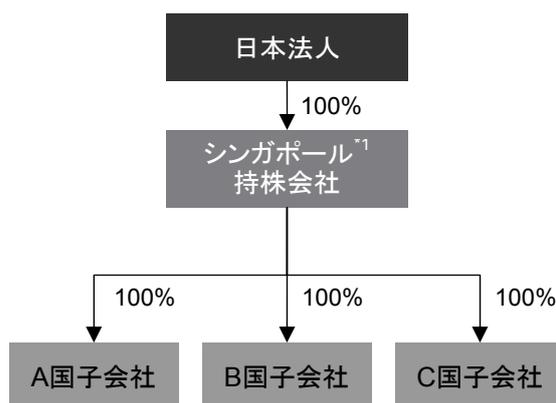
特に、日本親会社が25%未満保有の子会社を介して合算対象となった特定外国子会社等からの間接受領配当を受領するケースにおいては、二重課税の弊害は重大な問題となるでしょう。

また、外国法人が、タックスヘイブン対策税制の対象となる会社であっても、その子会社から受け取る配当やタックスヘイブン対策税制の対象となる他の会社から受け取る配当については、一定の要件を満たせば、当該外国法人の合算対象となる所得(基準所得金額)に含めなくてもよいとされます。以下の配当に関して、合算対象所得に含めないこととなります(措令39の15①四、③)

- ① 特定外国子会社等がその子会社(他の法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、6ヶ月以上引き続き所有している場合の他の法人)から受ける配当
- ② 特定外国子会社等が他の特定外国子会社等(①に該当するものを除く)から受ける配当のうち、合算対象金額から充てられた配当

この規定により、タックスヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等を純粹持株会社として利用した場合でも、子会社からの受取配当以外の所得のみが日本で合算課税の対象となるため、多額の基準所得金額が生じるケースは少なくなると思います。したがって、今回の改正により純粹持株会社の所在地国選定の柔軟性が増したと考えられます(図表4)。

(図表4) シンガポール持株会社(配当のみが所得であるケース)



	旧制度 <sup>*2</sup>	新制度
孫会社からの配当は、シンガポール持株会社で留保	日本で合算課税生じる	日本で合算課税生じない
所得は留保せずに日本に配当する	合算課税は生じない 配当は課税	最終的に配当(留保所得)の5%が日本で課税

\*1 タックスヘイブン対策税制上の「適用除外」基準を満たさない

\*2 「旧制度」における、間接外国税額控除の効果は無視する

## 2. 新制度の留意事項

### (1) 経過措置

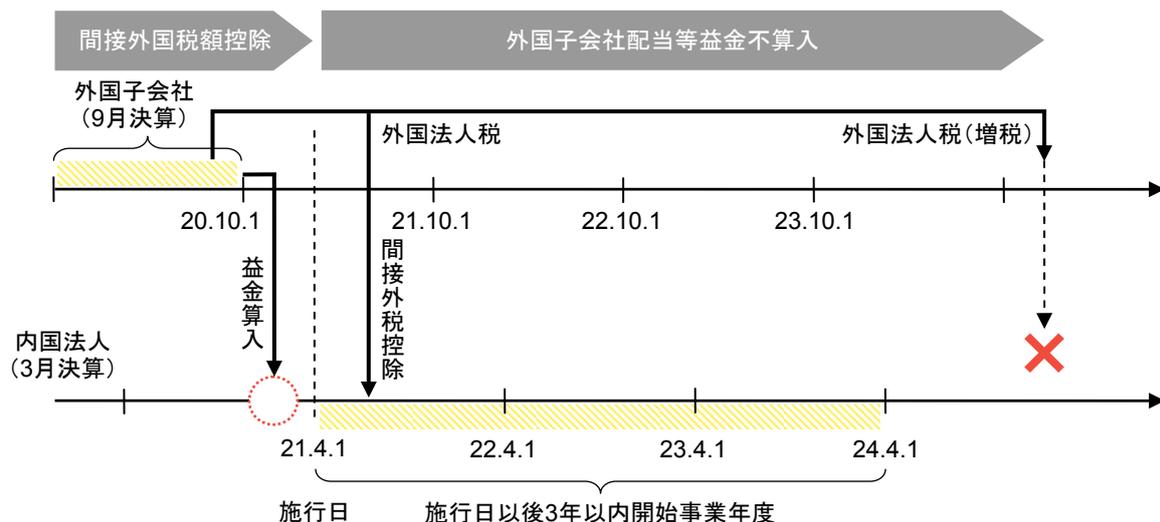
新制度に関しては、制度の適用時期等について詳細な経過措置が法令附則等に盛り込まれています。特に、新制度に関連して改正された外国税額控除制度・タックスヘイブン対策税制については、日本親会社(配当を受ける側)・海外子会社(配当を出す側)の事業年度の違い等により、様々な取扱いの特別な適用開始時期や変更時期が定められています。ここでは、重要なものについてのみ解説します。

#### ① 間接外国税額控除にかかる経過措置

(平成 21 年 4 月 1 日前に開始した事業年度において外国子会社から配当を受けた場合、図表 5) 内国法人が、新制度施行日(平成 21 年 4 月 1 日)前に開始した事業年度において外国子会社から受けた配当については、当該配当にかかる事業年度の外国法人税が内国法人の新制度施行日から 3 年を経過する日以前に開始する各事業年度において課されていれば間接外国税額控除の適用があるとされています(法附 12②)。3 月決算の会社であれば、平成 24 年 3 月 31 日以前に課税を受ければ適用があることになります。適用があるケースでは、従前の間接外国税額控除時の取扱いと同様に、当該外国法人税は、内国法人において所得の計算上益金算入されます(法附 8)。ちなみに、平成 21 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において受け取った配当については、当該配当にかかる間接外国税額控除の適用はありません。この場合には、通常の配当等益金不算入制度が適用されます。

#### (図表 5) 間接外国税額控除にかかる経過措置

内国法人が、施行日前に開始した事業年度において外国子会社から受けた配当については、施行日以後3年以内に開始する事業年度において従来どおり間接外国税控除を適用。



出典:財務省資料『4/22/09 社団法人 日本租税研究協会 会員 懇談会「平成21年度の法人税関係(含む政省令事項)の改正について」研修資料』

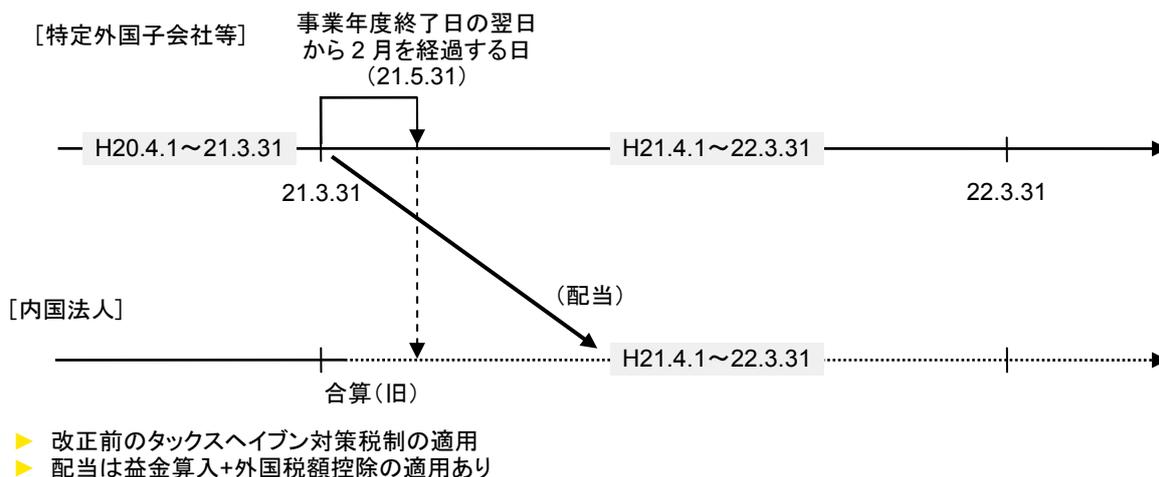
② タックスヘイブン対策税制にかかる経過措置

(平成 21 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において特定外国子会社等から配当を受けた場合、図表 6 参照)

特定外国子会社等に対して改正後のタックスヘイブン対策税制が適用されるのは、特定外国子会社等の平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度にかかる適用対象金額等です。

特定外国子会社等の平成 21 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度にかかる剰余金(改正前のタックスヘイブン対策税制が適用される)からの配当等の額を、内国法人の平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において受け取ったとしても、配当等益金不算入制度の適用はないことが規定されています(措法附 44 条⑤)。また、このケースにおいては、内国法人の新制度施行日(平成 21 年 4 月 1 日)から 3 年を経過する日以前に開始する各事業年度において課される当該特定外国子会社等の所得に課される外国法人税のうち上記配当等の額に係るものについては、間接外国税額控除の適用があるとされています(措法附 44 条⑤)。

(図表 6) タックスヘイブン対策税制にかかる経過措置



出典:財務省資料『4/22/09 社団法人 日本租税研究協会 会員 懇談会「平成21年度の法人税関係(含む政省令事項)の改正について」研修資料』

(2) 今後の日本企業の国際税務戦略に与える影響

従来は、海外子会社から日本に配当を行った場合には、比較的低税率である外国と高税率国たる日本の税率差に起因する追加課税が日本で生じていましたが、今後は原則として日本に配当したとしてもほとんど追加課税が発生しないこととなります。よって、海外関係会社(事業)における実効税率(税負担率)が低ければ低いほど、日本親会社の連結実効税率が低下し、キャッシュフローの観点からも余剰キャッシュが多く発生することとなります。このことから、海外における実効税率の低減を目指すタックスプランニングが非常に重要になったといえます。

一般的には、企業の法人税負担が軽減されるとして歓迎されている新制度ではありますが、外国税額控除制

度によって二重課税排除が行われていた旧制度の取扱いに比して、必ずしも有利になるケースばかりではありません。特に、外国子会社が所在する現地国の法人税率や配当にかかる源泉税率が高い場合には、旧制度よりも新制度の税負担が大きくなる場合もあるので注意が必要です。

海外持株会社又は地域統括会社が、海外事業の利益を当該会社に留保することによって日本での追加課税を避け、資金を再投資する役割を果たしていることが従前より指摘されてきました。外国子会社からの配当等免税制度の時代になったとはいえ、今後も配当時には日本における 5%部分の追加課税や外国源泉税等の負担が生じるため、持株会社等に利益を留保して追加課税の発生を避けるという有用性が薄れているわけではありません。

タックスヘイブン対策税制の観点からは、特定外国子会社等についていわゆる「適用除外」の取扱いを受けることができれば、海外の軽課税国(あるいは非課税国)で発生した所得にほとんど追加課税をうけることなく日本に還流(配当)させることが可能となるケースも増えると思われます。反対に「適用除外」とならなければ、日本企業並みに41%で課税されることとなります。今後は、適用除外の取扱いを受けることができるか否かが国際税務戦略上の重要な課題となるでしょう。

海外子会社の清算及び非適格組織再編に伴って発生するみなし配当も新制度の対象となる配当金です。清算する海外子会社が上述した「外国子会社」の定義に該当するのであれば、新制度の適用を受けて、日本親会社が受け取るみなし配当も、益金不算入の取扱いをうけます。長期にわたり保有している海外子会社は、そのほとんどが「外国子会社」に該当することになるでしょう。過去に比較的高い時価で買収した海外子会社の清算においては、税務上は株式譲渡損のみが認識されるケースが生じることが多くなると考えられます。また、海外兄弟会社の非適格組織再編(非適格合併など)については、従前は日本親会社にみなし配当が生じるケースにおいて日本で追加の税負担が生じていましたが、今後は益金不算入の取扱いを受けることとなります。

会計上の問題としては、従前海外子会社等の未配分利益に対して計上していた繰延税金負債(配当時の追加課税部分)のうち一定の金額を取り崩すケースが生じるので注意が必要です。繰越外国税額(繰延税金資産として計上したもの)の計上及び見直しにも留意すべきです。また、今後は、繰延税金資産の計上基礎となるタックスプランニングに基づく将来の課税所得の発生額の見積もりにあたっては、外国子会社からの配当等の額が益金不算入とされる(課税所得を増加させない)ことの影響を勘案しなければなりません(「税効果会計に関する Q&A」日本公認会計士協会)。この新制度が会計上の最終的な当期利益に与える影響を十分に検討する必要があります。

### (3) ケース・スタディ

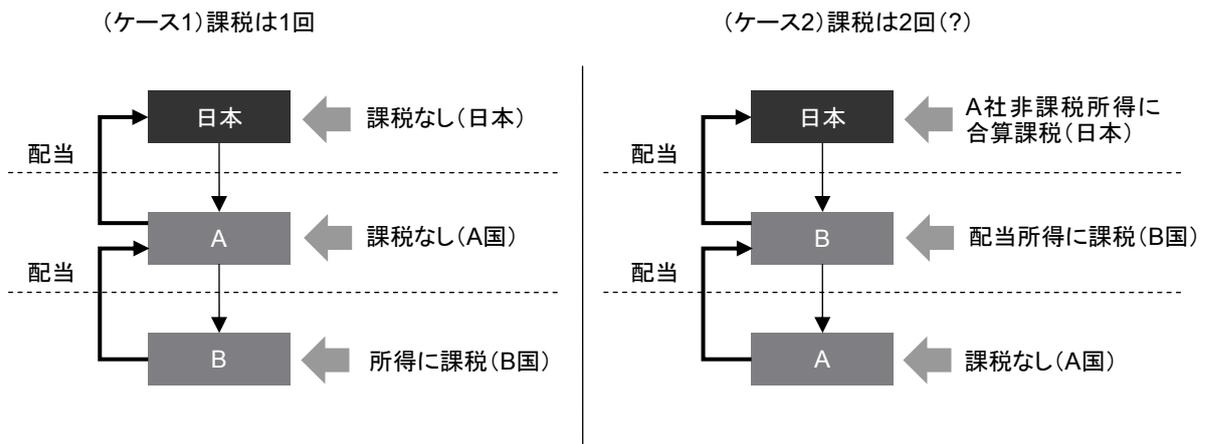
以下、税務上注意を要すると考えられる二つのケース・スタディを行います。

#### ① タックスヘイブン対策税制の対象となる海外孫会社

海外子会社がタックスヘイブン対策税制の対象となる子会社であり、海外孫会社(通常の法人課税が行われる国の会社)が子会社に配当を行う場合に、海外孫会社から海外子会社(タックスヘイブン)への配当は日本親会社において合算対象とされる所得から控除されます(1(3)参照)。よって、海外子会社から日本親会社への配当について新制度の適用を受けることができれば、企業グループ全体としては、「ひとつの所得(海外孫会社の所得)」に対して課税は1回(海外孫会社所在地国における課税)で終了することになります(図表7 ケース1)。

しかしながら、海外子会社が通常課税国(例えば米国等)の会社であり、海外孫会社(タックスヘイブン対策税制の対象となる会社)から配当を受領する場合に、問題が生じます。まず、海外孫会社の所得部分について日本の親会社において合算課税が生じ、海外子会社においても海外孫会社からの受取配当に関して現地国(海外子会社所在地国)で通常の法人税課税がおこると予想されます。海外子会社から日本への配当について益金不算入の適用をうけたとしても、結果として「ひとつの所得(海外孫会社の所得)」に対して都合2回の課税(日本親会社における合算課税と海外子会社所在地国における課税)が生じてしまうかもしれません(図表7 ケース2)。このケースは、旧制度下(旧外国税額控除制度、旧タックスヘイブン対策税制の適用も含めて)であれば企業グループ全体の実効税率がおおよそ日本の法人実効税率(約41%)の範囲内で収斂していたものです。しかしながら、新制度下においては、結果として企業グループ全体の実効税率を大きく上昇させてしまう可能性があります。

(図表7) 海外孫会社からの配当



A: 法人課税制度がない国(A国)の会社(タックスヘイブン対策税制適用)  
 B: 通常の法人課税が行われる国(B国)の会社

## ② ダブル SPC 投資スキーム

多数の日本の投資家が海外中間SPCに対する少数持分を経由して海外投資案件に参加するケースにおいては、今後タックスヘイブン対策税制の観点から注意が必要となります。この海外投資案件自体が SPC の形態をとって日本のタックスヘイブン対策税制の対象となるケースを想定します(図表 8)。日本の投資家は各々20%の持分で海外中間 SPC(以下、(A))に投資しており、(A)は投資案件たるSPC(以下、(B))に100%投資しています。この場合、(B)が特定外国子会社等に該当すると、その課税対象金額について日本の投資家は各々20%部分について合算課税を受けることになります。

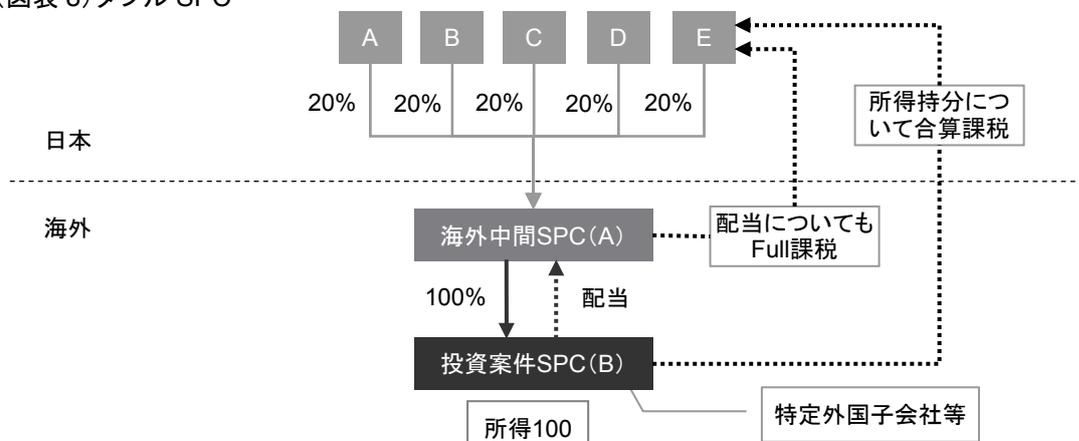
従前の制度においては、この課税済留保金額を日本の投資家に(A)を経由して配当したときは、「間接受領配当」制度により、各々の投資家は課税済留保金額の損金算入の適用をうけることが可能でした。この場合は、各々の投資家について、合算課税と配当課税が二重におこることはありませんでした。

しかしながら、新制度においては、日本の投資家が(A)を経由して(B)の配当を受け取ったとしても配当等益金不算入制度の取扱いをうけることができません。通常の配当課税がなされて、合算課税との二重課税が生じてしまいます。

二重課税が生じてしまう理由としては、①「間接受領配当」制度が廃止されたこと、②(A)が(B)から受け取った配当については、(A)が特定外国子会社等に該当したとしてもその課税対象金額に含まれることはないため、(A)については合算対象所得が生じることはなく、日本の投資家は(A)から受け取る配当について「100%益金不算入」の取扱いをうけることができないこと、③各投資家の(A)に対する持分比率が25%に満たないので、原則的な「95%益金不算入」の取扱いを受けることもできないこと、があげられます。

今後の海外投資案件において、タックスヘイブン対策税制の対象となる SPC を中間 SPC を介して保有する場合には、配当の5%部分の課税が生じるとはいえ、日本投資家の中間 SPC への直接投資持分を少なくとも25%以上にしておくことが望ましいといえましょう。

(図表 8)ダブル SPC



## 英国税制アップデート 英国における2009年税制改正の動向―日系企業への影響―

英国政府は、先日、英国税法の改正案を施行するための法案を含む2009年歳入法案を発表しました。これらの法案は、2009年7月末に議会の最終承認を得る予定です。しかしながら、一部の法案は、その最終承認の日付より前に遡及して効力が生じる予定です。

この歳入法案は、英国における最近の他の税制改正や英国歳入関税庁(以下、「HMRC」といいます。)が採用しているアプローチと併せて、英国税制にとって近年で最も重要な改正となります。

改正点は、国外所得の取扱い(ワールドワイド・デッド・キャップ制度を含む)とタックス・リスクマネジメントの二つの範囲に大別されます。いずれも、特に日本の2009年度税制改正を考慮すると、英国で事業を行う日系多国籍企業にとって非常に重要な改正となります。

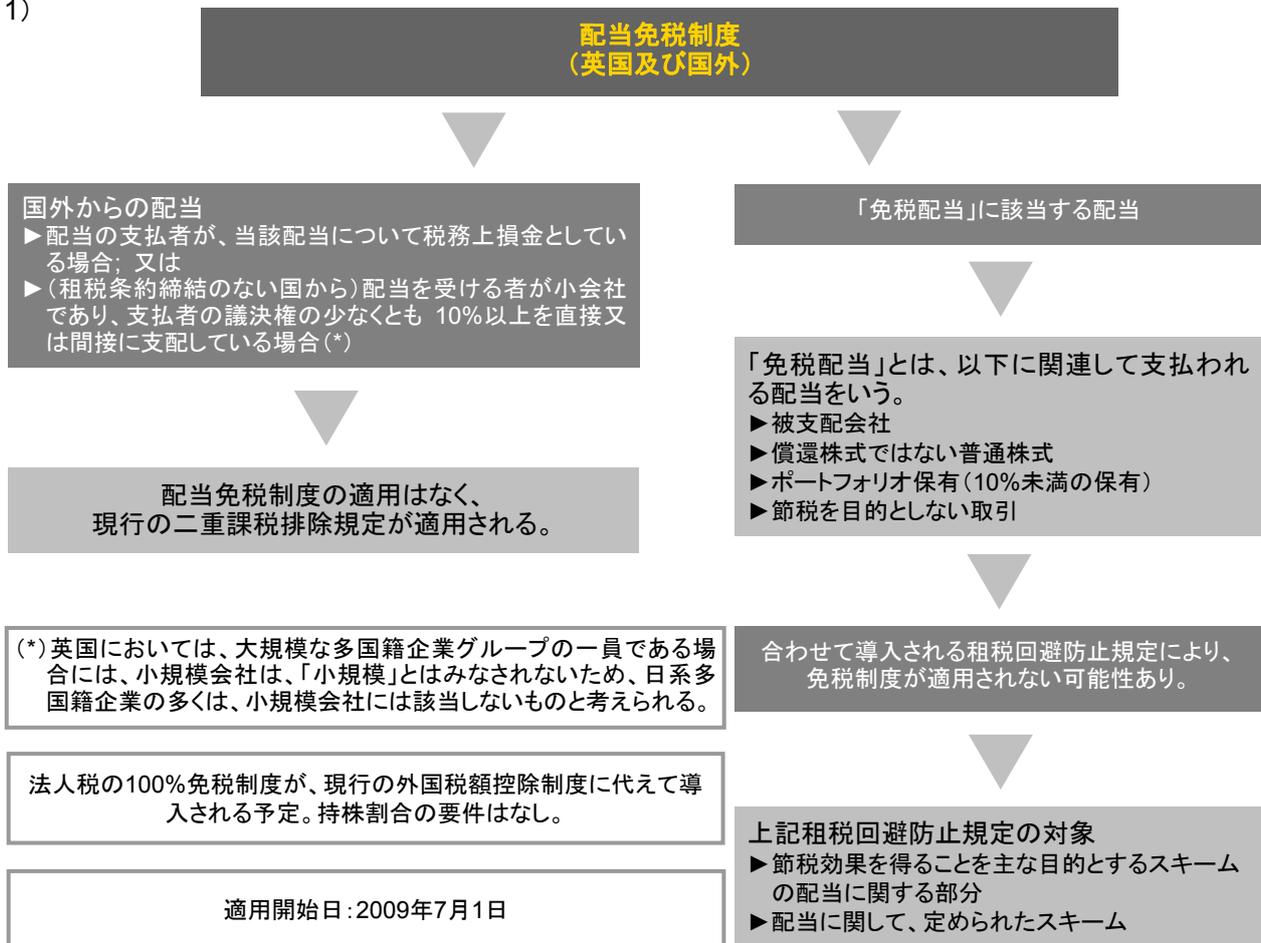
本ニュースレターでは、日系企業に関係する以下三つの主な改正点について解説致します。

- ▶ 配当免税制度
- ▶ ワールドワイド・デッド・キャップ制度
- ▶ タックス・マネジメント及びリスク・マネジメント

## 1. 配当免税制度

歳入法案には、先の予算案で確認された、2009年7月1日以後に支払われる配当について適用される配当免税制度が盛り込まれました。これは、(日本とは異なり)100%の免税制度であり、株式保有期間や持株割合の要件はなく、英国の会社が受けるほぼ全ての種類の配当について適用されます。本制度の主な特徴は、次の図1のとおりです。

(図 1)



英国に持株会社を有する日本の多国籍企業にとって、英国の配当免税制度と日本の外国子会社配当等益金不算入制度とを組み合わせると、低税率国における利益の日本への還流に係るグループ全体の税負担は、従前の外国税額控除制度のように、最低でも約41%(標準的な実効税率)というわけではありません。むしろ、日本及び英国のタックスヘイブン対策税制による合算課税がなく、かつ、英国持株会社に対する配当の支払に係る源泉所得税がない場合には、実効税率は41%から、おおよそですが現地の税率 + (41% x 5%)に減少することになります。

上記の点と、英国内の配当に係る源泉所得税の免除制度を勘案すると、日系企業の欧州持株会社の所在地として、英国はより魅力のある国ということになるでしょう。

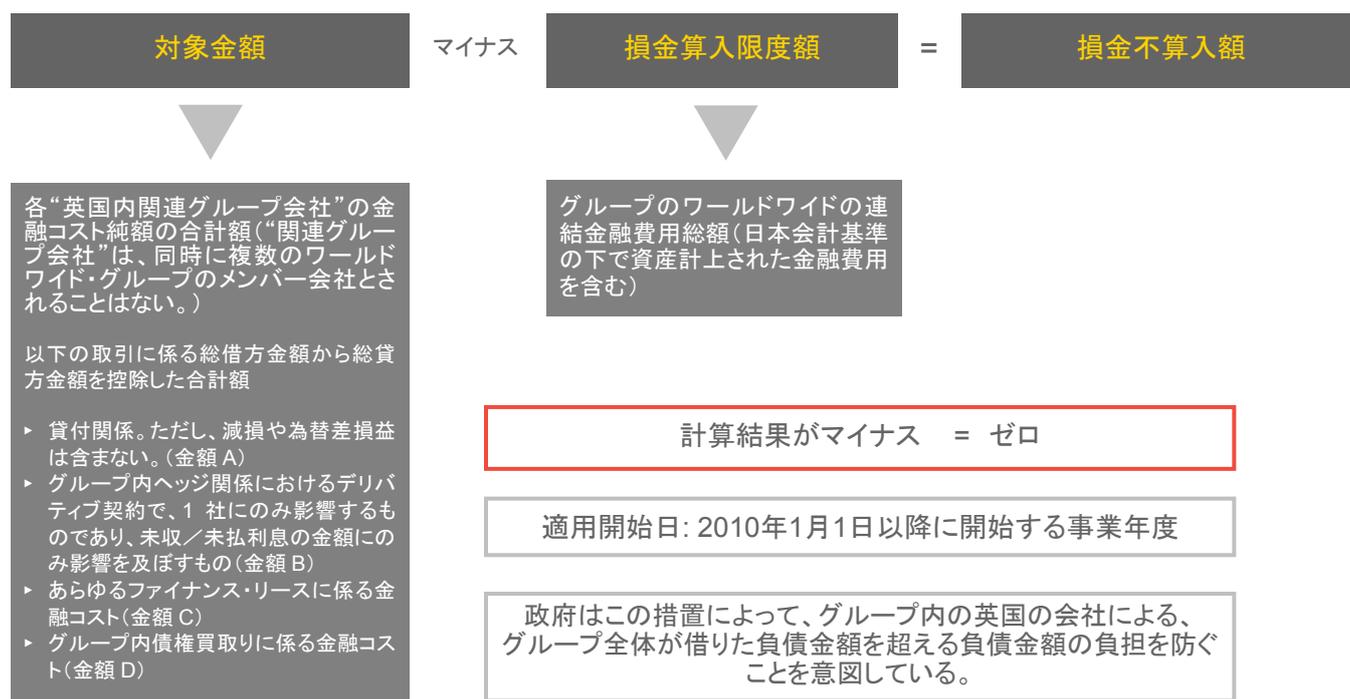
ただし、一点考慮すべきことは、新制度には、株式保有要件がないことから、日本のタックスヘイブン対策税制の適用を受ける可能性があるという点です。日本のタックスヘイブン対策税制によって生ずる影響については、各企業グループの事実関係に基づいて分析が行われるべきであり、問題が生じる場合には、潜在的なリスクを管理するためのプランニングを行うことが必要であると考えられます。

また、歳入法案では、会社が配当免税制度を選択しないという可能性も示されています。つまり、会社は、従来どおり受取配当に対して課税された上で、子会社が支払った外国法人税及び配当に係る源泉所得税について、外国税額控除制度の適用を受けることを選択することが出来るということです。配当免税制度を選択するか否かは、グループ全体に係る課税関係を含めて検討されるべきでしょう。

## 2. ワールドワイド・デッド・キャップ制度(WWDC)ー支払利息の損金算入制限制度ー

英国の税務当局は、配当免税制度の導入により税収が減少することを認識しています。こうした税収の減少を埋め合わせるために、現行の過少資本税制に加えて、ワールドワイド・デッド・キャップ制度が新たに導入されることとなります。

(図 2)



この新しい制度は、借入の必要性が低い企業グループが、英国に負債を押し付ける(プッシュ・ダウンする)のを防ぐことを目的としています。ワールドワイド・デッド・キャップ制度の主な特徴は、以下の図 2 のとおりです。

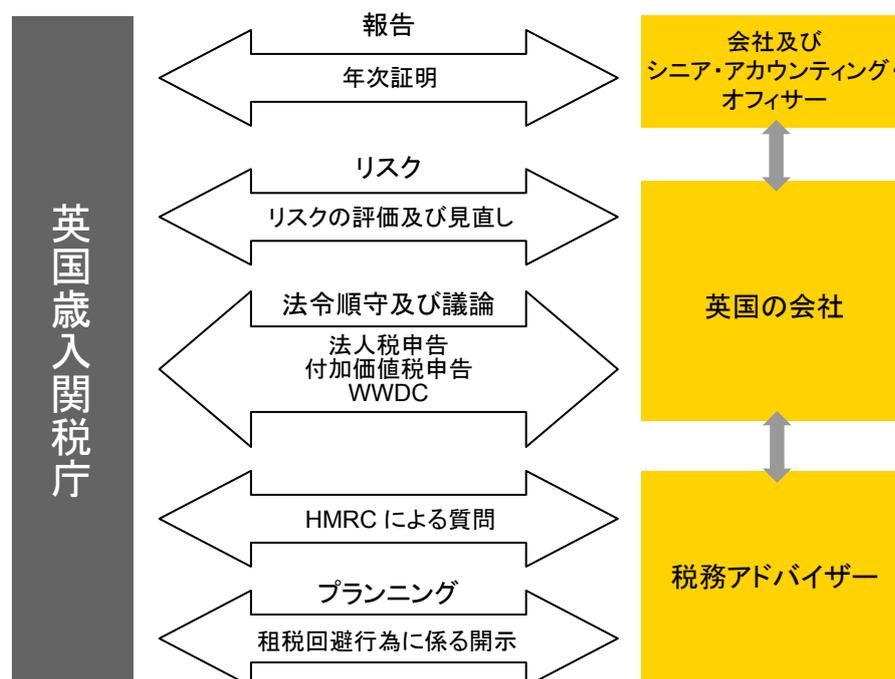
この分野に関する立法作業はまだ草案レベルであり、今後法律が成立するまでに変更及び追加が行われる予定です。現在のワールドワイド・デッド・キャップ制度案の骨子は、次のようにまとめることができます。

- ▶ 2010年1月1日以後開始する事業年度から、この制度が適用される予定です。
- ▶ 一事業年度における、グループの英国「純負債」額が、グループのワールドワイド総負債額の75%を超える場合に、この制度が適用される予定です。なお、英国純負債額とは、そのグループの全ての英国関係会社の純負債額の合計額をいいます。
- ▶ この制度の適用がある場合には、「対象金額(Tested expense amount)」（借入やファイナンスリース、ファクタリングに係る広範な金融費用）が、「損金算入限度額(Available amount)」（グループのワールドワイドでの第三者からの借入に係る金融コスト(英国子会社の当該コストを含む。))を超える金額が損金不算入となる予定です。
- ▶ 現在の草案では、金融サービス事業に対する免税措置が盛り込まれていませんが、今後手当てされる予定です。
- ▶ 金融コストと相殺後の純金融所得(又は金融所得と相殺後の純金融コスト)が500,000ポンド未満の会社に対し適用除外措置が設けられます。これらの適用除外となった会社は、上記損金不算入額の計算上考慮されない予定です。
- ▶ 一定の定義に該当するグループファイナンスカンパニーに係る金融所得・費用は、上記対象金額等の算定の際、除外することを選択出来る予定です。

### 3. タックス・マネジメント及びリスク・マネジメント

英国の法人納税者とHMRCとの従来との関係は、納税者がHMRCに対して税務申告書を提出し、税務当局の担当調査官が納税者に対して質問を行い、その質問に税務アドバイザー又は納税者である会社自身が直接に対応するというものでした。こうした関係は、日本における税務調査の方法とはかなり異なっています。HMRCは、会社による対応をより標準化し、かつ、透明性を上げるために、納税者との関わり方について、多くの重要な変更を加えました。HMRC、納税者及びその税務アドバイザーの間の相互関係は、以下の図3のとおりです。

(図 3)



### ▶ 租税回避行為に係る開示制度

2004 年に導入された開示制度においては、税務アドバイザーや会社は、HMRC に対して、節税効果を生じる一定の取引を報告します。この報告により、HMRC は、タックスプランニングのアイデアを理解し、その取引が租税回避行為に該当するかどうかを決めるうえでの解釈について、当局の立場を決めることができます。この制度は、2009 年にアップデートされ、報告の時期や届出の方法に関する改正が 2009 年 4 月 1 日より施行されています。

### ▶ 大規模複合企業の税務リスクの格付

HMRC は、現在進行中の作業の一環として英国のすべての大規模複合企業について、税務リスクの格付を行っています。この格付は、単に法人税だけでなく、すべての税目の分析に基づいて行われ、その結果は、今後対象の会社が税務上どのように取り扱われるかを決定します。格付の結果は、今後の取引における税務上の取扱いについて、当局から受ける質問の数や当局の確認を得るうえでのスピードに影響を与えることとなります。日系企業にとって問題が予想される点は、業務の複雑さ、英国グループ会社間での一貫した税務機能、税務戦略の欠如及び英国における税務担当者の不在によって、ハイ・リスクと格付される可能性があるという点です。

ハイ・リスクと格付された場合には、従来よりも多分野にわたって HMRC の介入を受け、また、より多くの税務調査官が関わってくることになります。

## ▶ シニア・アカウンティング・オフィサー(SAO)による証明

今後 SAO は、自社の税務上の報告及び申告に関し、個人的に責任を負わなければならないこととなります。これらの規定の詳細は現在協議中ですが、簡単に述べると、歳入法案では、適切な税務会計処理が行われることを担保するために、企業が合理的な手続を踏むことが求められているということです。

SAO は、適切な会計処理が行われていることにつき証明義務を負います。ここでいう SAO とは、その企業の会計処理に対して責任を負う最も上位の役職者を指し、ほとんどのケースでは、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)又はそれに相当する者が該当することとなります。これらの規定は、付加価値税(VAT)及び源泉所得税(PAYE)の申告についても適用される予定です。

SAO は、SAO 個人として、適切な税務会計処理を継続する義務、会計処理に関する説明義務又は HMRC に対する証明義務のいずれかを怠った場合やこれらすべての義務を怠った場合には、各 5,000 ポンドの三種類の罰金を課される可能性があります。これらの罰金は、会社に対する他の罰金とは別に課されます。

SAO による証明に関する詳細は、2009 年 7 月末までに HMRC から発表される予定です。

## ▶ 恣意的に過少申告をした会社名の公表

現行法の下では、恣意的に税額を過少申告し又は控除額や損失額を過大に申告した会社に対し、ペナルティーが課されます。歳入法案には、潜在的に失われる歳入が25,000ポンド以上の場合には、HMRCに当該会社名を公表する権限を付与する条項が含まれています。この改正は、税額又は損失額の虚偽申告をした会社にとっては、将来的には、会社の評判に関わるリスクとなるでしょう。

全般的に見て、英国の税務当局は、法人税に対するアプローチを簡素化する方向と考えられます。ハイ・リスクと認められる納税者を特定したり、法人納税者に対して、その税務に関する報告システム、移転価格税制に関する文書化や負債のレベルについて自ら証明する義務を課したり、ターゲットとするタックスプランニングを特定したりすることによって、当局は将来の業務において、ターゲットをより明確に定めることが可能になると考えられます。

日系多国籍企業の中には、英国の税務調査官の注視を回避するために、英国における税務機能を確立しなければならない企業もあることでしょう。しかし、他の日系多国籍企業においては、すでに社内に、英国におけるこうした変化に対応できるだけの十分な税務部門の人材を有している場合もあります。実際には、そうした会社は、英国における税務上の要求を全面的に遵守しているというプラスの評価を得て、将来、税務に関して税務当局から受ける質問を減らすことが出来るかもしれません。

英国における国外所得に関する改正は、日系多国籍企業にとって、日本における 2009 年度税制改正と併せて、日本国外所得に対するグループ全体の税負担を引き下げることにより、税引後純利益を増加させるチャンスとなるでしょう。日本国外における税負担を減らすことは、日本においてタックスヘイブン対策税制による合算課税を招く潜在

的なリスクについて十分な注意をする必要はあるものの、今後グループにとってますます重要性を増すことになると考えられます。

英国で事業を行っている日系多国籍企業の多くは、新税制の下における税額がどうなるのか、さらにはどこに税務リスクが潜んでいるのかについて、すでに検討を始めていることでしょう。こうした対応は、経済事情の厳しい昨今において、予想外の事態を避け、税引後利益を最大化することに結びついていくものと考えられます。

本記事は、Newsletter 5月号“UK Tax Update 2009”英語版記事の抄訳となります。

6月号 予告

▶ 平成21年度税制改正特集「投資ファンド税制」

## CONTACT

### ▶ 外国子会社配当等の益金不算入制度の創設

#### ジャパン ナショナル タックス部

石田 昌朗	ディレクター	03-3506-2679	masaaki.ishida @jp.ey.com
南波 洋	シニアマネージャー	03-3506-2603	hiroshi.namba@jp.ey.com

ジャパン ナショナル タックス部では、法令解釈の検討、課税リスク管理、税務対策および国際税務等の税務サービスを提供しています。

### ▶ 英国税制アップデート

#### 英国における 2009 年税制改正の動向ー日系企業への影響についてー

#### 国際税務コンサルティング部

向田 和弘	パートナー	03-3506-2540	kazuhiro.mukaida @jp.ey.com
ジョー ストッブズ	シニアマネージャー	03-3506-2670	joachim.stobbs@jp.ey.com

国際税務コンサルティング部では、日本および海外の税務に関連する以下のサービスを提供しています。

- ▶ 海外進出に係る税務アドバイス(現地および日本)
- ▶ 海外での M&A におけるストラクチャリングアドバイス
- ▶ M&A 後の組織融合のためのグローバル組織再編アドバイス
- ▶ 連結実効税率最適化のためのサプライチェーンマネジメント(TESCM)
- ▶ 持株会社、ファイナンスカンパニーの設立アドバイス
- ▶ 多国籍グループ内における国際税務リスクマネジメント
- ▶ 国際税務戦略立案、実行のサポート、など

また、本記事については、アーンスト・アンド・ヤング ロンドン事務所の以下の者も対応いたします。

ショーン デ ブー	ディレクター	+44-20-7951-5614	sdeboo@uk.ey.com
中川 洋	マネージャー	+44-20-7951-8240	hiroshi.nakagawa@jp.ey.com

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

#### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

#### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベストパートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、税務コンサルティングの分野をはじめ、M&Aコンサルティング、コンプライアンスや移転価格など、税務のスペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2009 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。